

2026 年度 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の 許可申請に関する講習会テキスト 正誤表・追補

Ver. 4（令和 8 年 7 月 17 日現在）

◆正誤表

1. 共通／収集・運搬科目

科 目	頁数（行数）	訂正前（誤）	訂正後（正）
目次	9	3-6 マニフェスト制度違反に係る 勸告制度及び罰則	3-6 マニフェスト制度違反に係る 制度
第 1 章 廃棄物処理法 概論	108（21～22 行目） 図 16.4	罰金刑 禁錮刑 懲役刑	罰金刑 拘禁刑 禁錮刑 懲役刑
第 2 章 環境・資源循 環概論	160（32 行目）	・・・原則禁止となったまた、水道水・・・	・・・原則禁止となった 。 また、水道水・・・
	168（5 行目） コラム	健康影響の要因の約 60 %、・・・	健康影響の要因の約 40 %、・・・
	188（12～14 行目）	解説 ・・・ <u>製品のライフサイクル全体における環境効率を高める設計や生産技術・システム管理を行う手法。これにより資源の効率的利用、製造工程の効率改善、製品の長寿命化のほか、製品の差別化、コスト削減等の効果がある。</u>	解説 ・・・ <u>製品のライフサイクル全体における環境効率を高める設計や生産技術・システム管理を行う手法。これにより資源の効率的利用、製造工程の効率改善、製品の長寿命化のほか、製品の差別化、コスト削減等の効果がある。（前文と同じ記載のため削除）</u>
第 5 章 安全衛生管理	310（27 行目）	出典：・・・（令和 5 年確定値）	出典：・・・（令和 6 年確定値）
第 6 章 収集・運搬	404（5 行目）	・・・を両立させる 。	・・・を両立させる 。

2. 処分

科 目	頁数（行数）	訂正前（誤）	訂正後（正）
第 9 章 最終処分	159（17 行目）	・・・、 P168 表 1.4	・・・、 P166 表 1.4

◆追補

1. 産業廃棄物処理委託契約書の手引きの改訂

令和 7 年 4 月 22 日に廃棄物処理法施行規則が改正され、契約書において伝達すべき情報として「廃棄物に含有等する第一種指定化学物質の名称及び数量又は割合に関する事項」が追加された（令和 8 年 1 月 1 日施行）。この改正に伴い、資料集Ⅷ-1 産業廃棄物処理委託契約書（P330～356）に掲載している標準様式が改訂された。様式の購入方法や改訂履歴等の最新情報は以下のページを参照されたい。

公益社団法人全国産業資源循環連合会（令和 8 年 1 月）『産業廃棄物処理委託契約書の手引（第 7 版）』

<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/agreement/>

2. 感染性産業廃棄物を排出する医療関係機関等の追加

令和 8 年 4 月 1 日に医療法等の一部を改正する法律の一部が施行され、改正後の医療法において、オンライン診療を受けるために提供される場所として「オンライン診療受診施設」が定義された。この改正を踏まえ、オンライン診療受診施設において生じた感染性廃棄物も、特別管理廃棄物として取り扱うこととなった。

また、この改正を踏まえ、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」が令和 8 年 4 月に改定された。

- 第3章「特別管理産業廃棄物概論」 テキストP197、図1.3「医療関係機関等」の囲いを修正（追加）
①病院、②診療所（保健所、血液センター等を含む）、③オンライン診療受診施設、④衛生検査所、・・・
- 資料編 II-3 特別管理産業廃棄物一覧表 テキストP34、14行目を修正（追加）
 - ・病院
 - ・診療所
 - ・オンライン診療受診施設
 - ・衛生検査所

※ 参考ページ

環境省 「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」

https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/post_36.html

3. PCB 特措法等の改正

令和8年6月19日付けでポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB 特別措置法）及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（JESCO 法）の一部を改正する法律が公布され、一部を除き令和9年4月1日から施行されることとなった。

● 改正の概要

- (1) 低濃度 PCB 使用製品の届出義務等
低濃度 PCB 使用製品を所有する者に対して、都道府県知事への届出義務及び管理基準の遵守を課すとともに、同製品の使用を終了した者又は保管する廃棄物が低濃度 PCB 廃棄物と判明した者に対して届出義務を課し、一定の期間内に処分を義務付けることとする。
- (2) 高濃度 PCB 廃棄物の処分義務
保管する廃棄物が高濃度 PCB 廃棄物と判明した者に対しても、一定の期間内に処分を義務付けることとする。
- (3) PCB 廃棄物処理計画の廃止
都道府県等における PCB 廃棄物処理計画の策定義務等を廃止することとする。
- (4) JESCO の事業の見直し
JESCO の事業の範囲を見直すこととする。

JESCO による高濃度 PCB 廃棄物の処理が終了していることから、今後、万が一高濃度 PCB 廃棄物の存在が判明した事業者は、PCB 廃棄物の保管状況、保管の場所等を都道府県知事等に届け出ること。また、特別管理産業廃棄物保管基準に従い、生活環境保全上の支障が生じないように適正に保管すること。

● テキスト関連ページ

- ・ P 221～225 第3章特別管理産業廃棄物概論 2 特別管理産業廃棄物に関する法令
2-2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (PCB 特別措置法)
- ・ P 133～137 第8章中間処理・再生利用 3 廃棄物の種類別の中間処理・再生利用例
3-2 特別管理産業廃棄物 (5) PCB 廃棄物

※ 参考ページ

環境省

- ・ 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案」の閣議決定について（2026年04月10日報道発表）
https://www.env.go.jp/press/press_04131.html
- ・ ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物処理
<https://www.env.go.jp/recycle/poly/>
- ・ 廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設
<https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>
- ・ 低濃度 PCB 廃棄物早期処理情報サイト
<https://policies.env.go.jp/recycle/pcb/teinoudo-soukishori/>

経済産業省

- ・ PCB 機器の処理促進
https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyokeiei/pcb/index.html